

平成26年度の厚生労働科学研究の公募課題(HTLV-1関連疾患研究領域)

○厚生労働科学研究費補助金

研究事業	研究課題	研究費	期間	備考
がん対策推進総合研究事業	地域完結型のがん医療提供体制のあり方に関する研究	5,000～20,000 千円	1～3年	HTLV-1総合対策に資することを目的とし、ATL発症リスクが高いと考えられるHTLV-1キャリア、ATL患者やその家族を対象として、医療提供体制のあり方に関する研究、情報提供と相談支援のあり方に関する研究、疾患に着目した情報集積に関する研究、その他がん対策推進基本計画の推進に資する研究について、優先的に採択する。
	国民に対するがん教育を含めたがんに関する情報提供と相談支援に関する研究	5,000～20,000 千円	1～3年	
	小児がんや遺伝性腫瘍など、個々のがん種に着目した情報集積に関する研究	5,000～20,000 千円	1～3年	
	その他、がん対策推進基本計画の推進に資する研究	5,000～20,000 千円	1～3年	
難治性疾患政策研究事業	領域別基盤研究分野(客観的な指標に基づく疾患概念が確立されている疾患)	10,000～50,000 千円	1～3年	客観的な指標に基づく疾患概念が確立されている疾患に対して、エビデンスに基づいた全国共通の診断基準・重症度分類の改正、診療ガイドライン等の確立や改正及び普及などを行い、難治性疾患の医療水準の向上に貢献することを目的とする。(研究対象にHAMを含む)

※ 研究費は1年あたりの研究費である。また、申請内容等により変動があり得る。

※ 公募ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkyuujigyou/hojokin-koubo-h26/dl/koubo.pdf>

○厚生労働科学研究委託費

研究事業	研究課題	研究費	期間	備考
革新的がん医療実用化研究事業	希少がんに関する研究	50,000千円	1年	悪性胸膜中皮腫、肉腫、悪性脳腫瘍、口腔がん、成人T細胞白血病、頭頸部がん、皮膚がん、胚細胞腫瘍等の希少がん(小児がんは除く)を対象としたものについて採択する。
難治性疾患等実用化研究事業	医師主導治験への移行を目的とした非臨床試験(GLP)(安全性薬理試験、毒性試験、薬物動態試験等)、製剤または製品の確保(治験薬のGMP製造、製品のQMS製造等)、治験プロトコルの作成、治験相談の実施	100,000千円	1年	「希少性」、「原因不明」、「効果的な治療方法未確立」、「生活面への長期にわたる支障をきたす」の4要素を満たす希少難治性疾患を対象として、病因・病態の解明、画期的な診断・治療・予防法の開発を推進することで、希少難治性疾患の克服を目指すことを目的とする。(研究対象にHAMを含む)
	医師主導治験の実施(治験届、第I相試験、第II相試験、POC(proof of concept)の取得、GMP・QMS製造等)	150,000千円	1年	
	革新的な医薬品等の開発を促進させる研究	40,000千円	1年	
	診療の質を高める研究	30,000千円	1年	
	疾患群毎の集中的な遺伝子解析及び原因究明に関する研究(遺伝子拠点研究)	150,000千円	1年	
	生体試料の収集と活用による病態解明を推進する研究(生体試料バンク)	80,000千円	1年	
新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業	HTLV-1疫学研究及び検査法の標準化に関する研究	55,000千円	1年	
	HTLV-1予防ワクチンの開発に関する研究	30,000千円	1年	
	HTLV-1関連疾患の発症予防を目指した感染制御に関する研究	35,000千円	1年	

※ 委託契約の研究期間は1年間とするが、研究計画書の作成時において、複数年の研究期間が必要となる場合には、研究期間が複数年の研究計画書を作成し、提出することができる。

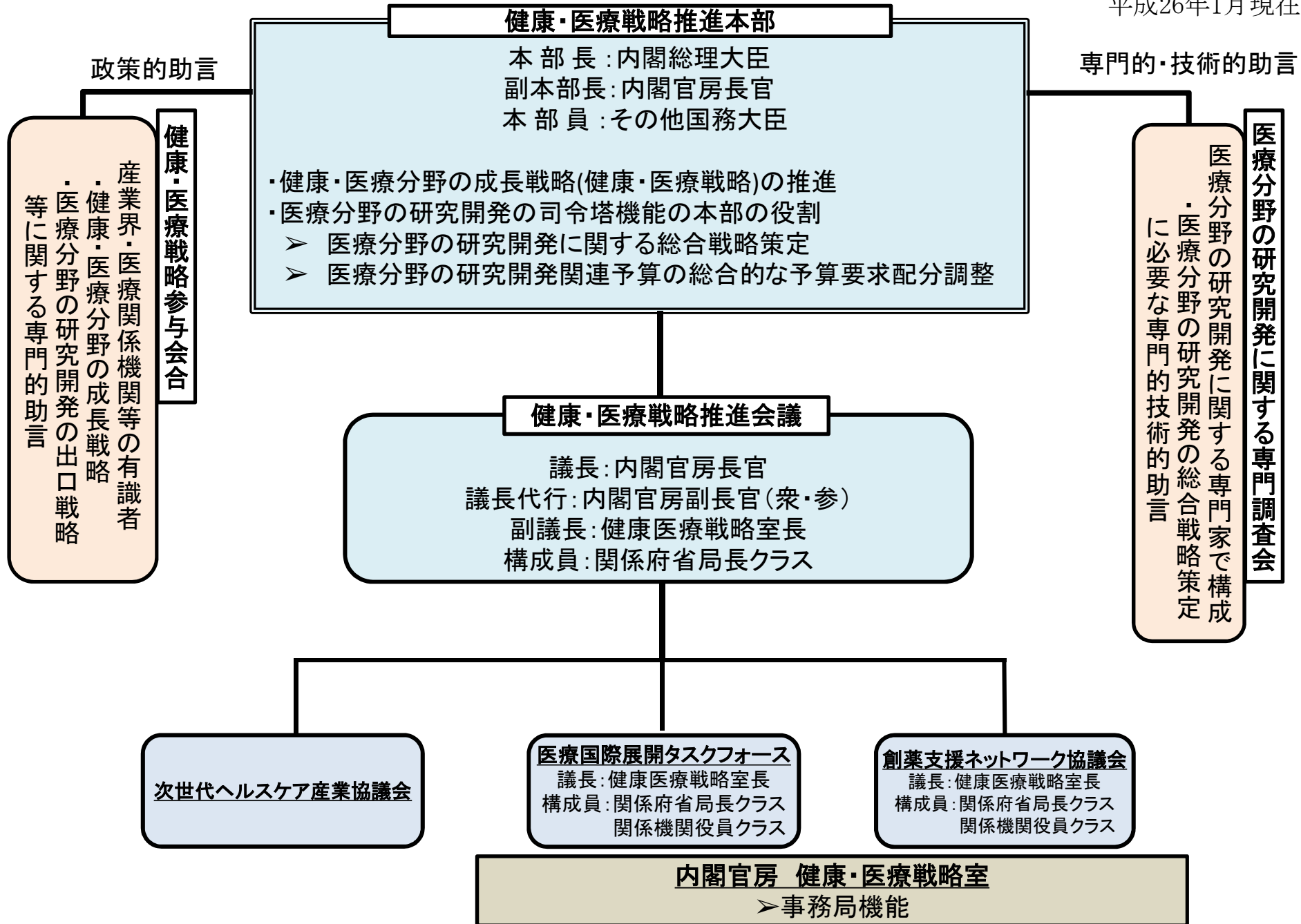
またこの場合の評価の対象となる研究期間は、研究計画書に記載された複数年間となる。ただし、評価の対象となる研究期間は原則3年までとする。

※ 研究費は1年あたりの研究費である。また、申請内容等により変動があり得る。

※ 公募ホームページ http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkyuujigyoku/hojokin-koubo-h26/dl/index2_koubo.pdf

健康・医療戦略の推進体制

平成26年1月現在



新たな医療分野の研究開発体制の全体像

健康・医療戦略推進本部

- 医療分野研究開発推進計画を策定
- 医療分野の研究開発の司令塔として総合的な予算要求配分調整を実施
- 調整費の用途を戦略的・重点的な予算配分を行う観点から決定

医療分野研究開発
推進計画等を踏ま
えて課題を採択

研究者・研究機関に配分される研究費
及び当該研究に係るファンディング機能
を日本医療研究開発機構に集約し、管
理
※ 研究開発の基盤整備に係る予算に
ついても新独法へ集約

総合的な予算要求配分調整

◎研究者の発意による
ボトムアップの基礎研究
科学研究費助成事業

◎国が定めた戦略に基づくトップダウンの研究

- ・ 日本医療研究開発機構に約1,200億円を集約化。
この他、調整費(500億円)のうち175億円を活用
- ・ PD、POによるマネジメント

◎インハウス研究
国の研究機関

発掘したシーズを
シームレスに移行

研究開発に係る基盤整備

臨床研究
中核病院等

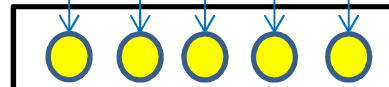
研究を臨床につなげるた
め、国際水準の質の高い
臨床研究・治験の確実な
実施

個別の研究費の
ファンディング



※ 大学、研究所等及び研究者

各研究機関への
財源措置



※ 国立高度専門医療研究セン
ター (NC)、理化学研究所、
産業技術総合研究所、国立感
染症研究所等

医療分野研究開発推進計画を踏まえた研究の実施